

# 監査結果に基づく措置通知

令和2年度定期監査・行政監査  
(令和5年度報告分)

さぬき市監査委員

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	建設経済部都市整備課 (市民部生活環境課)
指摘・意見等の項目	老朽危険空き家対策について		
指摘・意見等の内容	<p>近年、少子高齢化が進み、同時に未管理空き家の老朽化が全国的に問題となっている。さぬき市においても例外ではなく、空き家戸数が平成28年度調査では1,338戸あったが、人口減少に伴い年々増加していることが推察できる。老朽危険空き家除去支援事業として、補助対象工事費用の5分の4以内で、最高160万円を限度として支給する事業を行っているが、令和元年度の補助金交付決定数が22戸と、老朽危険空き家戸数が減少するまでには至っていない。今後、更に戸数の増加が見込まれ、市としての危険空き家に対する補助制度の見直しが求められる。</p> <p>また、除去支援事業未申請の空き家についても、倒壊や破損等により周辺住民の生活環境に影響を及ぼすと思われる場合、市が除去できる体制整備等を検討願いたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	建設経済部 都市整備課
措置内容等	<p>老朽危険空き家の除却支援事業については、平成27年度より周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽危険空き家の取壊しに係る費用の一部を補助金として交付しているが、近年、待機件数が増加傾向にあるなか、効果的な対策を講じるに至っていなかった。</p> <p>このような状況から待機件数を減らす方策として、令和5年度から令和7年度の3年間において待機期間が長いものから優先的に事業採択するものとし、併せて令和5年度からは待機順番待ちが生じないように他の補助事業と同様に毎年度受付方式により、採点結果に基づき優先度の高い案件から事業実施することとした。これにより、概ね3年間で待機件数がなくなり、また、毎年度受付することで順番待ちをすることがなく、優先度の高いものから適正に事業実施することが可能となったものである。</p> <p>次に、空き家等対策における実施体制については、平成27年5月、国の特別措置法の施行を受けて、翌年9月、さぬき市空家等対策協議会を設置し、平成29年8月、さぬき市空家等対策計画を策定し、空き家等対策を全庁横断的かつ計画的に実施しているところである。</p> <p>その後においては、令和4年4月より、行政代執行や略式代執行を含めた特定空家等対策を強化するために空家に関する各種相談や老朽危険空き家の除却支援事業に関することなどを生活環境課から都市整備課へ所管替えし、窓口を一本化することで市民に分かりやすく、かつ効率的に取り組む体制を構築したところである。さらに同6月には、さぬき市空家等の対策の推進に関する条例を制定し、管理不全空家への指導強化や緊急事態への対応など、空き家等に関する対策の推進に関して必要な事項を定めたものである。</p> <p>なお、令和4年度において、国の特別措置法に基づく略式代執行を1件実施し、令和5年度においても1件実施する予定であり、鋭意準備を進めているところである。</p>